

1. 繁忙期通達の改正(トラック事業)

改正経緯

- 年末年始や夏期等の宅配貨物の繁忙期において自家用車の活用を例外的に許可することを定めたいわゆる「繁忙期通達」について、大手ネット通販事業者より自家用車の柔軟な活用に関する要望を受けたことを踏まえ、平成30年から見直しに着手し、また、規制改革推進会議投資等WGにおいても議論が行われた。
- 『規制改革実施計画』（令和3年6月18日閣議決定）において「対象時期等の見直しを含む必要な通達の改正を行う」こととされたことや、事業者の希望を踏まえ、今般、通達を改正し、**令和3年9月1日より実施。**

(参考)『規制改革実施計画』（令和3年6月18日閣議決定）抜粋

・国土交通省は、「年末年始及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日自動車交通局貨物課長通達)に関して、平成30年11月から12月に実施したパブリックコメントや、コロナ禍をめぐる物流に対する需要が大幅に増加している現下の情勢等も踏まえ、対象時期等の見直しを含む必要な通達の改正を行う。

改正ポイント

- 年間の輸送需要の実態を踏まえ、輸送需要が増大する時期に輸送力を確保できるように、**自家用車の許可の対象期間を見直す**とともに、**申請手続の合理化、自家用車の管理の厳格化**（運送事業者による報告義務、ペナルティの新設等）等の措置を講じている。

項目 改正後 ・改正前	許可の期間	申請手続	法令違反等への対応
改正後	<ul style="list-style-type: none"> 以下の時期について一車両当たり90日の稼働日を任意で選択し活用 (時期) 春期 3/10～3/31 4/20～4/30 5/6～5/15 夏期 6/15～8/12 秋期 8/13～11/9 年末 11/10～12/31	<ul style="list-style-type: none"> 一度で1年間の申請が可能 翌年2月までに運送実績を報告 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な違反や社会的に影響のある事故があった場合、直ちに許可証の返納 また、上記の場合や、稼働日が90日を超えた場合、事故等の事実を隠滅した場合には翌年の許可を行わない
改正前	<ul style="list-style-type: none"> 以下の時期について活用(平均的な利用日数：60日) (時期) 年未年始 11/10～1/10 夏期 6/1～8/31 秋期 9/1～11/30	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの時期ごとに都度申請が必要 許可後の運送実績に関する報告なし 	<ul style="list-style-type: none"> 悪質な違反・事故等が生じても特段のペナルティなし

2. ラストワンマイル配送に関する調査(トラック事業)

調査経緯

- 令和2年規制改革会議において、日本IT団体連盟等から自家用車を活用した宅配貨物のラストワンマイル配送に対する規制改革要望が提案されていたところ、『規制改革実施計画』（令和3年6月18日閣議決定）において「利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる」こととされた。

(参考)『規制改革実施計画』(令和3年6月18日閣議決定)抜粋

・国土交通省は、上記通達の改正後の状況をモニタリングしつつ、ラストワンマイル配送において当該通達でもカバーできない具体的なニーズについて、利用者の利便性向上の観点から定量的・定性的な実態調査を行い、報告書を取りまとめる。

調査ポイント

【調査概要】

- **需要者サイド（ユーザー）と供給サイド（運送事業者）**に、それぞれラストワンマイル配送（宅配・買い物代行）における**配送サービスの利用・提供状況**を調べ、**自家用車（いわゆる白ナンバー）と営業用車（いわゆる緑ナンバー）**による**配送ニーズ**を調査する。

【調査方法】

- ニーズの大宗を把握するため、関係省庁にも協力を依頼し、大手小売事業者・ネット通販サイト、大手運送事業者等にヒアリングや関連サービスのデータ提出を依頼。

【詳細な調査事項】

ユーザー：荷物量、運送事業者との相談状況、自家用車・
営業用車配送サービスに求める品質・利用可能性
運送事業者：提供している配送サービスの内容・市場規模、
配送ニーズの把握状況・拡大可能性

【スケジュール】

9月～ 運送事業者調査
10月～ ユーザー調査
12月 報告書とりまとめ

3. 利便性の向上(タクシー事業)

ソフトメータの導入

＜ソフトメータとは、タイヤの回転数ではなく、GPS情報を基に走行距離を計測し、運賃を算出するもの＞

(流し営業用のソフトメータ)

- 「ソフトメータの導入に向けた検討会」を本年3月に設置し、今後、正確性の確認・運用上の課題を抽出するため、**本年10～11月に実証実験**（本年8/20に**参画事業者を広く公募**）。

(事前確定用のソフトメータ)

- これに先行し、乗車前に運賃を確定する場合には、現行メータを稼働せず、配車アプリのみで運賃算出を完結できる制度の導入(運賃制度を簡素化し、現行メータを稼働して集計する輸送実績の提出を不要化)に向けて、**本年5～6月に実証実験**を行い、**9/3から制度案をパブコメ中**。

IT点呼の拡大

＜IT点呼とは、運行管理者と運転者の点呼を、対面ではなく、IT機器を通じて実施するもの＞

- 「運行管理高度化検討会」を本年3月に設置し、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定等を行うため、**本年4月から実証実験を実施中**。

事前確定型変動運賃の導入

＜事前確定型変動運賃とは、乗車前に確定する運賃を、需給に応じ、一定の条件下で変動するもの＞

- 利用者ニーズや事業への影響など、運用上の課題を抽出するため、**本年10～11月に実証実験**（本年8月20日に**参画事業者を広く公募**）。

ソフトメータの導入

- 国土交通省は、現行のタクシーメーターと代替可能なソフトメーターの導入に向けた制度設計を進める。具体的には、「ソフトメーターの導入に向けた検討会」(令和3年3月設置)において正確性の担保を始めとする残課題を精査し、結論を得る。なお、ソフトメーターが具備すべき機能やその活用に関しては、配車アプリ事業者等の参画も得つつ検討し、輸送等のデータを活用したタクシーサービスの高度化に取り組む。

IT点呼の拡大

- 国土交通省は、隣接敷地・近距離の営業所と車庫間でのみ認められている現行のIT点呼を、ITの進展を踏まえて遠距離を含む営業所間でも実施できるよう拡大する等、運行管理の高度化を進める。具体的には、「運行管理高度化検討会」(令和3年3月設置)における実証実験を通じて、IT点呼の対象拡大に向けた機器の性能要件の設定や、自動点呼の導入に向けた点呼支援機器の認定制度の構築を行う。

事前確定型変動運賃の導入

- 国土交通省は、変動運賃制度の在り方について検討を進める。その際、海外の実態調査や実車による実証、利用者の意向把握等を丁寧に行う。また、地域・曜日・時間帯・天候等、様々なケースにおける需給やマッチングデータ等を取得し、配車アプリ事業者等の参画も得てエビデンスに基づく議論を行う。加えて、公共交通機関として利用者の理解が得られる、妥当な変動幅となるよう留意する。